

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第33号

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第10条 <省略> 2 <省略> 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)から(3)まで <省略> (4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u> (5)から(9)まで <省略> (10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u> 4及び5 <省略>	(職員) 第10条 <省略> 2 <省略> 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)から(3)まで <省略> (4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5)から(9)まで <省略> 4及び5 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。